台湾３市との教育交流協力に関する覚書について

学びの改革支援課

１　目的

台湾の主要３市政府教育局と連携を図り、以下に挙げる教育分野の交流連携を推進することにより、両地域の友好関係の構築を図る。

・両地域の学生や教員による訪問交流、オンラインによる相互交流の実施

・姉妹校提携の積極的な促進と学校間の実質的な連携・交流の強化

２　台湾との交流状況

⑴　台湾への修学旅行及び研修旅行を実施した県立高校（平成 30 年度～令和６年度）

年度	H30	R１	R２	R３	R４	R５	R６
校数	8	8	0	0	1	3	4

⑵　台湾からの訪日教育旅行受入れ団体数（平成 30 年度～令和７年２月 28 日実績）

年度	H30	R１	R２	R３	R４	R５	R６
校数	56	41	0	0	6	37	51
人数	1,766	1,256	0	0	126	1,096	1,442

⑶　台湾の学校と姉妹校提携のある県内校（令和５年度実績）※私立除く

高校	中学校	小学校
６校	７校	0

※R2、R3 は新型コロナウィルス感染症拡大による海外渡航制限のため⑴⑵実績なし

※⑴学びの改革支援課調べ、⑵（一社）長野県観光機構調べ、⑶ 令和６年度「高等学校等における国際交流等の状況調査」による（令和５年度実績）

３　覚書の概要

台北市・新北市については、覚書締結のため、高雄市については政府教育局表敬訪問のため、３月 17 日～21 日に教育長訪問

⑴　台北市　期間：令和７年（2025 年）３月 18 日～令和 10 年（2028 年）３月 18 日

・台湾の政治経済、文化の中心都市。

・研修旅行実施校の多くが台北市を訪問。現地高校との交流、文化体験、街散策等を実施。

⑵　新北市　期間：令和７年（2025 年）３月 19 日～令和 10 年（2028 年）３月 19 日

・台湾最大人口を有する都市。

・県主催「信州つばさプロジェクト」訪問。現地高校生と交流及び研修施設宿泊（R5,R6）

⑶　高雄市　期間：令和６年（2024 年）９月９日～令和９年（2027 年）９月９日

・台湾最大の港を有する都市。平成 30 年９月覚書締結。令和６年９月更新。

・県主催「信州つばさプロジェクト」訪問。現地高校生と交流及びホームステイ（H30,R5,R6）

４　覚書締結により期待できること

・台湾への修学旅行、研修旅行及び留学の増加

・訪問及びオンラインによる両地域の児童生徒及び教員の交流内容の拡充

・本県の産業振興施策とリンクした研修の実施

・少子高齢化、エネルギー環境対策、ジェンダー平等など地球規模の課題の共有

▽

異文化理解の促進と言語活用能力、多様な他者とのコミュニケーション能力の向上
グローバルな視野を持ち地域や社会に貢献しようとするマインドの醸成

台湾訪問時の様子（令和７年３月 17 日～３月 21 日）

台北市政府教育局を訪問

新北市政府教育局を訪問

高雄市政府教育局での教育関係者との懇談

台北市の工業高校の視察

高雄市の小学校の授業を見学する教育長

小学校１年生英語の授業“Let’s Be a Tree”

タブレットを使って「木」を描く児童たち

給食は各自が持参した食器に配膳

長野県教育委員会と台北市政府教育局との
教育交流協力に関する了解覚書

本覚書は、長野県教育委員会と台北市政府教育局（以下「双方」という。）が、双方の友好関係の促進及び教育交流における連携と協力関係を強化するため締結するものである。

1　目的

双方が教育分野において協力関係を強化し、国際的な視野を持ち、積極的に未来の発展を担う人材を共に育てることを目的とする。

2　連携及び協力分野

（1）　青少年の国際交流の促進

双方は、青少年の国際交流に積極的に取り組み、互いの伝統・歴史・産業・文化を取り入れた国際理解教育や教育旅行の促進について協力する。

（2）　学校間交流の促進

双方は、互いの地域の小・中・高等学校間の積極的なオンライン交流及び対面交流を促進し、相互関係を強化する。

3　有効期間及び注意事項

本覚書は、締結した日から３年間効力を有する。

ただし、有効期間満了前３か月以内に、双方の一方からもう一方に対し、本覚書を更新しない旨の書面による意思表示がない場合は、本覚書は、同一条件でさらに３年間延長するものとし、その後も同様とする。

本覚書は、双方の書面上の合意により、改正することができるものとし、改正された後の覚書は、双方が合意した日から効力を有するものとする。

本覚書に定めのない事項及び疑義については、双方協議の上、解決するものとする。

本覚書は、法律上の効力を有さず、かつ、相手側に法律上の効力を求めることはできない。

本覚書は、日本語と中国語一部ずつ作成し、締結後に各自その一部を所持する。

武田育夫

教育長　武田　育夫
長野県教育委員会
令和７年(2025 年) ３月 18 日

湯志民

局長　湯志民
台北市政府教育局
中華民国 114 年（2025 年) ３月 18 日

日本国長野県教育委員会と台湾新北市政府教育局との教育交流協力に関する覚書

長野県教育委員会（長野市大字南長野字幅下 692 番地 2）
新北市政府教育局（新北市板橋区中山路一段 161 號 21 樓）

日本国長野県教育委員会と台湾新北市政府教育局との教育交流協力に関する覚書を締結し両地域の友好関係を一層強化するとともに、世界で活躍できる人材の育成に向け、国際教育の重要性を把握し、教育分野の交流、連携を更に推進するため、以下の共通認識に達した。

1 目的

この覚書は、両地域の教育分野における連携と協力関係を強化することを目的とする。

2 協力分野

実質的な成果を収めることができるよう、今後、両地域が次の項目の実行に努めるものとする。

(1) 青少年の国際交流に積極的に取り組み、地域固有の文化を取り入れた国際理解教育や教育旅行の促進について協力する。

(2) 学校同士の姉妹校提携を進め、学校間の定期的な交流を行う。

3 法の遵守

この覚書は、両地域に適用される法律及び規則、国家政策に違反してはならない。

4 争議解決

(1) この覚書は、拘束力のある同意の締結ではなく、両地域の目的と意思を明確に記載したものである。両地域は、誠実に、親善と協力の精神に基づき、双方が提携した事項の履行に努めるものとする。

(2) 両地域は、この覚書の条項について解釈や両地域の義務の履行に関して生じる問題について、友好的に解決するよう努力しなければならない。

5 最終規定

(1) この覚書は、2025 年 3 月 19 日をもって効力が発生し、2028 年 3 月 19 日まで有効であるものとする。ただし、期間満了の 3 か月前までに、両地域の一方から相手方に対し本覚書を更新しない旨の書面による意思表示がない場合は、本覚書は同一条件でさらに 3 年間延長されるものとし、その後も同様とする。

(2) 前項に関わらず、両地域は希望する契約終了日の 6 か月前までに書面で契約終了通知を提出することにより、いつでも本覚書を終了することができる。

(3) この覚書は、双方の合意により、いつでも改正することができる。改正された項目は、両地域によって同意された日に効力が生じ、この覚書の内容の一部とみなす。

覚書の内容を相互に確認するため、2025 年 3 月 19 日、日本語と中国語の 2 か国語で作成する。

武田育夫

教育長 武田育夫
長野県教育委員会
2025 年 3 月 19 日

張明文

局長 張明文
新北市政府教育局
2025 年 3 月 19 日

附則

覚書締結にあたり実施又は実施を検討することとして、以下の内容が考えられる。

1 学校交流等相互交流の推進
　ア　修学旅行（研修旅行）
　イ　スポーツ交流
　ウ　文化交流

2 県主催の高校生研修旅行の実施
　授業体験、生徒交流、ホームステイ体験等活きた英語体験

3 教職員の研修プログラム実施

4 姉妹校協定締結の推進

日本国長野県教育委員会と台湾高雄市政府教育局との教育交流協力に関する覚書

長野県教育委員会（長野市大字南長野字幅下 692 番地２）
高雄市政府教育局（高雄市鳳山区光復二段 132 號）

日本国長野県と台湾高雄市政府との観光・教育交流協力に関する覚書（2012 年 11 月１日付け締結）に基づき、2018 年９月 13 日に締結した本覚書を一部改正し、両地域の友好関係を一層強化するとともに、世界で活躍できる人材の育成に向け、国際教育の重要性を把握し、教育分野の交流、連携を更に推進するため、以下の共通認識に達した。

１　目的

この覚書は、両地域の教育分野における連携と協力関係を強化することを目的とする。

２　協力分野

実質的な成果を収めることができるよう、今後、両地域が次の項目及び附則の内容の実行に努めるものとする。

(1) 両地域の学生や教員による訪問交流、オンラインによる相互交流の実施、双方の文化理解を促進するため、教育旅行の積極的な受入れを行う。

(2) 学校同士の姉妹校提携を積極的に進め、学校間の実質的な連携・交流を強化する。

３　法の遵守

この覚書は、両地域に適用される法律及び規則、国家政策に違反してはならない。

４　争議解決

(1) この覚書は、拘束力のある同意の締結ではなく、両地域の目的と意思を明確に記載したものである。両地域は、誠実に、親善と協力の精神に基づき、双方が提携した事項の履行に努めるものとする。

(2) 両地域は、この覚書の条項について解釈や両地域の義務の履行に関して生じる問題について、友好的に解決するよう努力しなければならない。

５　最終規定

(1) この覚書は、2024 年９月９日をもって効力が発生し、以降３年間有効であるものとする。ただし、期間満了の３か月前までに、両地域の一方から相手方に対し本覚書を更新しない旨の書面による意思表示がない場合は、本覚書は同一条件でさらに３年間延長されるものとし、その後も同様とする。

(2) 前項に関わらず、両地域は希望する契約終了日の６か月前までに書面で契約終了通知を提出することにより、いつでも本覚書を終了することができる。

(3) この覚書は、双方の合意により、いつでも改正することができる。改正された項目は、両地域によって同意された日に効力が生じ、この覚書の内容の一部とみなす。

(4) 日本国長野県と台湾高雄市政府との観光・教育交流協力に関する覚書の契約が終了した場合、この覚書は効力を失う。

覚書の内容を相互に確認するため、2024 年９月９日、日本語と中国語の２か国語で作成する。

武田育夫

教育長　武田　育夫
長野県教育委員会
令和６年９月９日

吳立森

局長　吳立森
高雄市政府教育局
中華民国 113 年９月９日

附則

覚書締結にあたり実施又は実施を検討することとして、以下の内容が考えられる。

1　学校交流等相互交流の推進

ア　修学旅行（研修旅行）

イ　スポーツ交流

ウ　文化交流

エ　オンライン授業交流

2　県主催の高校生研修旅行の実施

授業体験、生徒交流、ホームステイ体験等活きた英語体験

3　企業訪問、就業体験活動の実施・推進

台湾に支社、支店、営業所、事業所等を置く企業の協力

4　教職員の研修プログラム実施

5　姉妹校協定締結の推進

台湾との教育交流協力についてーこれまでの交流実績ー

台北市・新北市・高雄市と姉妹校提携のある県立高校

（令和6年度「高等学校等における国際交流等の状況調査」より　※R5年度実績）

★:直轄市(直轄市)
人口125万人以上、政治・経済・文化の発展に重要な地域が指定される。一般の県市に比べ財政面等で強い権限を持ち、市長は行政院会(閣議)に出席できる重要閣僚級ポスト

（参考）県と連携のある県・市
高雄市、台中市、彰化県

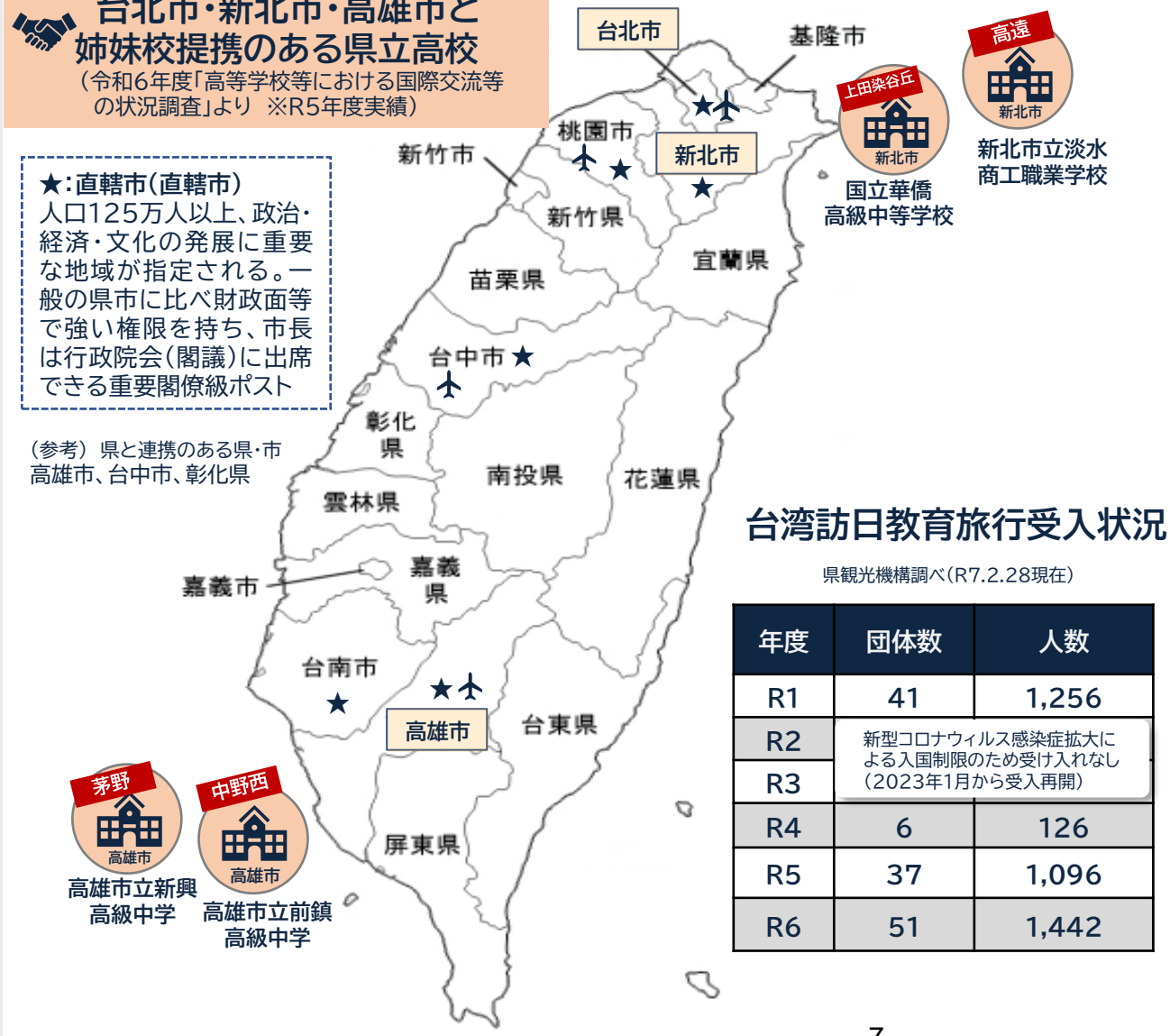

台湾訪日教育旅行受入状況

県観光機構調べ(R7.2.28現在)

年度	団体数	人数
R1	41	1,256
R2	新型コロナウィルス感染症拡大による入国制限のため受け入れなし（2023年1月から受入再開）	
R3		
R4	6	126
R5	37	1,096
R6	51	1,442

長野 →→→ 台湾

訪台状況(H29~R6)

【訪問実績のある高校】
飯山、須坂、長野、長野西、長野工業、長野商業、上田、上田染谷丘、松本工業、松本県ケ丘、松本深志、白馬

【県教育委員会主催、他団体による訪問】
信州つばさプログラム(県教委)、県選抜吹奏楽団

【訪問先】
台北市、新北市、基隆市、桃園市、新北市、宜蘭県、花蓮県、苗栗市、台中市、高雄市

【訪問先及び研修内容】
- 高校訪問(授業体験、学校紹介、テーマによる意見交換)、ホームステイ
- 企業、行政機関、教育機関(小学校、大学など)の視察及び意見交換
- 博物館、歴史的建造物、景勝地、文化体験、学生ガイドによる街散策

長野 ⇄ 台湾

オンライン交流

【内容】
学校紹介、文化紹介、社会課題に関する意見交換　など

【参考】「信州WWL高校生国際会議」(R4. 6月)
上田高校を会場にハイブリット開催。海外高校生55名がオンライン参加。その内、台湾から13校47名が参加。

台湾 →→→ 長野

(一社)県観光機構による協力・支援

海外からの青少年との交流を通じて、国際相互理解の推進や未来思考の国際関係の構築、長野県の魅力PRによる観光振興を目的とし、県観光機構が窓口となり教育旅行団を受け入れ

【参考】県内各校の交流校のマッチング、日程調整、通訳の手配、交流にかかる諸費用(教材費・記念品)を負担。

交流内容

伝統文化体験(箏、書道、茶道)、ダンス、吹奏楽、授業体験